新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業要領　運用基準

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業要領の運用基準を次の通り定める。

第４条（助成内容）について

第 1 項第 1 号中「初めて採択される取組(チャレンジプロジェクト)」とは、事業名・申請者・連携事業者・事業内容の全てにおいて過去に採択されたことのない取組をいう。なお、上記のうち、過去に採択された申請者が、内容の軽微な変更のみでチャレンジプロジェクトの区分で申請してきた場合は、育成発展プロジェクト区分で申請があったものとみなす。「軽微な変更」とは、プロジェクトの主旨や構成を変更するものではなく、その一部を変更するものをいう。

（例：実施年月日、会場、連携事業者、委託先等の変更）

第６項中「売上収入など」とは、おおむね次に掲げる経費をいう。

・採択プロジェクト実施による売上金
・民間団体・企業、個人からの寄付、補助金
・構成員の会費　等

第５条（申請資格）について

第１項中「異業種事業体等と連携」とは、申請資格者と異業種事業体がイベント会場の賃貸借を行うといった単なる業務上の取引関係にあることではなく、共にプロジェクトを企画し、運営することをいう。

第９条（プロジェクトの変更および中止）について

第１項中「変更が軽微である場合」とは次のいずれかに該当する変更のほか、事務局で内容を勘案のうえ決定する。

・プロジェクトを実質的に変更するものではなくその細部を変更するもの
　（例：実施年月日、会場、連携事業者、委託先等の変更）
・収支予算書に計上した事業費の変更が２割以内であるもの

第１項中「関係書類」とは、以下をいう。

・変更後の【様式第１号】【様式第２号】【様式第２号の 2】【様式第２号の 3】【様式第２号の 4】及び委託料見積書等

第３項中「要件を欠くと認めたとき」とは次のいずれかに該当する場合のほか、変更承認申請書の提出時において、推進委員が協議のうえ決定する。

・実質的なプロジェクト内容が採択時とは異なるもの
・プロジェクトの大幅な縮小があるもの
・年度内の実施が困難と思われるもの
・連携事業者変更により単独又は同業者、関連事業者間で実施するもの

第 10 条（実施報告書）について

第 4 号中「プロジェクトの実施結果をわかりやすく示す資料及び画像、経費の領収書、その他推進会議が必要と認めるもの」とは、プロジェクト実施の様子がわかる写真、制作物（チラシ・ポスター等）、詳細の記載（日付、宛名、ただし書き）のある領収書、売上がある場合はその明細書等をいう。

第 13 条（採択の取り消しおよび助成金の返還）について

第 1 号中「実施報告書の提出期限を過ぎたとき」とは、採択日から同年の 12 月までに実施したプロジェクトで、終了から 2 か月を経過しても報告書の提出がない場合をいう。事業年度の 1 月から 2 月に実施したプロジェクトは、2 月末日までに報告書の提出がない場合をいう。ただし、いずれの場合も推進会議がやむを得ない事情と判断した場合はこの限りではない。

第 3 号中「虚偽の申請もしくは報告または不正の行為によって助成金の支払いを受けたとき」とは、以下の場合のほか、実施報告書提出時に推進会議で協議のうえ決定する。
・推進会議の承認を得ず採択内容とは異なるプロジェクトを行ったとき
・実施報告書および資料を一部または全部を偽造したとき
・売上金および民間団体や個人からの協賛金、助成金を収入に計上しないとき